



平成 29 年 5 月 17 日

各 位

会社名 ANAホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 片野坂 真哉  
(コード番号 9202 東証第1部)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室  
グループ総務部長 坂爪 浩  
(TEL . 03-6735-1001)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更並びに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 72 回定時株主総会に、株式併合に係る議案及び定款の一部変更（単元株式数の変更）に係る議案を上程することを決議いたしました。これに伴い、平成 29 年 4 月 28 日に公表しました平成 30 年 3 月期の配当予想を修正しました。これらの内容について、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 単元株式数の変更を必要とする理由

全国証券取引所は、投資家等の市場利用者の利便性向上等を目的として「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日（日）をもちまして、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 72 回定時株主総会で、下記 2. に記載の株式併合に係る議案、並びに下記 3. に記載の単元株式数の変更に係る定款変更議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合を必要とする理由

上記 1. に記載の単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格水準を維持するため、東京証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を考慮し、当社株式について 10 株を 1 株に併合（以下「本株式併合」といいます。）するとともに、本株式併合の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を 51 億株から 5 億 1 千万株に変更するものであります。

(2) 併合する株式の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式  
② 併合の方法・比率 平成 29 年 10 月 1 日（日）をもちまして、同年 9 月 30 日（土）の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式について、10 株を 1 株の割合をもって併合いたします。  
③ 併合後の発行可能株式総数 510,000,000 株（併合前 5,100,000,000 株）  
④ 併合により減少する株式数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 株式併合前の発行済株式総数  | 3,516,425,257 株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 3,164,782,732 株 |
| 株式併合後の発行済株式総数  | 351,642,525 株   |

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有の株主様 2,984 名（そのご所有株式数の合計は 7,428 株）が株主たる地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

<株主構成>

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

|            | 株主数(割合)            | 所有株式数(割合)                |
|------------|--------------------|--------------------------|
| 総株主        | 521,569 名(100.00%) | 3,516,425,257 株(100.00%) |
| 10 株未満所有株主 | 2,984 名( 0.57%)    | 7,428 株( 0.00%)          |
| 10 株以上所有株主 | 518,585 名( 99.43%) | 3,516,417,829 株(100.00%) |

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して売却処分し、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当社第 72 回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更に係る定款変更議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記 2. に記載の株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたしまして、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株とするため、現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款   | 変更案   |
|--|---|
| 第2章 株式<br><br>第8条(単元株式数) 本会社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。 | 第2章 株式<br><br>第8条(単元株式数) 本会社の単元株式数は <u>100株</u> とする |

(3) 変更の条件

平成29年6月23日開催予定の当社第72回定時株主総会で、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

(4) 発行可能株式総数の変更について

本株式併合に係る議案及び単元株式数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決された場合、発行可能株式総数については、会社法第182条第2項の規定により、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に変更されたものとみなされ、定款の記載内容は、次のとおりとなります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款  | 変更後   |
|---|---|
| 第2章 株式<br><br>第6条(会社の発行可能株式総数) 本会社の発行可能株式総数は <u>51億株</u> とする。 | 第2章 株式<br><br>第6条(会社の発行可能株式総数) 本会社の発行可能株式総数は <u>5億1千万株</u> とする。 |

4. 配当予想の修正

平成29年4月28日に公表しました平成30年3月期の配当予想に関して、併合の割合に応じて1株当たり期末配当額を10倍とする旨の修正を行うものであります。配当予想の修正は、株式併合に伴い、1株当たり配当金額の予想を修正するものであり、配当予想に実質的な変更はありません。

|                    | 年間配当金 |       |
|--------------------|-------|-------|
|                    | 期末    | 合計    |
| 前回予想(平成29年4月28日発表) | 6.0円  | 6.0円  |
| 今回修正予想             | 60.0円 | 60.0円 |
| 当期実績               | —     |       |
| 前期計画(平成29年3月期)     | 6.0円  | 6.0円  |

## 5. 今後の日程（予定）

|                                |                     |
|--------------------------------|---------------------|
| 取締役会開催日                        | 平成 29 年 5 月 17 日（水） |
| 定時株主総会開催日                      | 平成 29 年 6 月 23 日（金） |
| 1,000 株単位での売買最終日               | 平成 29 年 9 月 26 日（火） |
| 100 株単位での売買開始日                 | 平成 29 年 9 月 27 日（水） |
| 単元株式数・発行可能株式総数の変更並びに株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日（日） |
| 株主様宛株式併合割当通知の発送                | 平成 29 年 11 月上旬      |
| 端数株式の処分代金の支払い開始                | 平成 29 年 12 月中旬      |

（注）上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

## 6. 株主優待について

現行 3 月末、9 月末で 1,000 株以上ご所有の株主様に対して、ANA 国内線のご搭乗優待をはじめ、ANA グループ各社・提携ホテルでご利用頂ける株主優待を提供しておりますが、単元株式数の変更及び株式併合後は、100 株以上ご所有の株主様（現在 1,000 株以上ご所有の株主様）に対して提供することとなります。本変更に伴い 2018 年 3 月末以降、3 月末、9 月末で 100 株以上ご所有の株主様に対して、株主優待をご提供することとなります。なお、株主優待の配布基準となる所有株式数は次のとおりとなります。

### 【平成 29 年 9 月末（現在の配布基準）】

| ご所有株式数           | 国内線ご搭乗優待 株主優待番号ご案内書           |
|------------------|-------------------------------|
| 1,000株～1,999株    | 1 枚                           |
| 2,000株～2,999株    | 2 枚                           |
| 3,000株～3,999株    | 3 枚                           |
| 4,000株～9,999株    | 4 枚+4,000株超過分2,000株ごとに1枚      |
| 10,000株～999,999株 | 7 枚+10,000株超過分4,000株ごとに1枚     |
| 1,000,000株～      | 254枚+1,000,000株超過分8,000株ごとに1枚 |

上記の他、9 月 30 日に株主名簿に記載された 1,000 株以上ご所有の株主様お一人様に 1 冊、ANA グループ優待券を発行いたします。

### 【平成 30 年 3 月末（単元株式数の変更及び株式併合後）以降】

| ご所有株式数         | 国内線ご搭乗優待 株主優待番号ご案内書       |
|----------------|---------------------------|
| 100株～199株      | 1 枚                       |
| 200株～299株      | 2 枚                       |
| 300株～399株      | 3 枚                       |
| 400株～999株      | 4 枚+400株超過分200株ごとに1枚      |
| 1,000株～99,999株 | 7 枚+1,000株超過分400株ごとに1枚    |
| 100,000株～      | 254枚+100,000株超過分800株ごとに1枚 |

上記の他、基準日末日に株主名簿に記載された 100 株以上ご所有の株主様お一人様に 1 冊、ANA グループ優待券を発行いたします。

以 上

（添付資料）単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

## 【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない数の株式にすることです。今回、当社では10株を1株に併合いたします。

### Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

A 3.

(所有株式数について)

株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。なお、株式併合の結果、1株に満たない端株が生じた場合には、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。

(議決権数について)

株式併合によって株主様の所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、株主様の議決権数は変わりません。

具体的には次のとおりとなります。

|     | 効力発生前  |      | ⇒ | 効力発生後 |      |       |
|-----|--------|------|---|-------|------|-------|
|     | 所有株式数  | 議決権数 |   | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式数 |
| 例 1 | 5,000株 | 5個   |   | 500株  | 5個   | なし    |
| 例 2 | 3,200株 | 3個   |   | 320株  | 3個   | なし    |
| 例 3 | 875株   | なし   |   | 87株   | なし   | 0.5株  |
| 例 4 | 6株     | なし   |   | なし    | なし   | 0.6株  |

- ①例2及び例3では、単元未満株式（効力発生後において例2では20株、例3では87株）がありますので、従前と同様にご希望により単元未満株式の買取または買増制度がご利用いただけます。
- ②例3及び例4において発生する端数株式数（例3では0.5株、例4では0.6株）につきましては、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。
- ③例4では、株式併合後に所有する株式数がなくなりますので、株主としての地位は失われます。何卒、ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 4. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単위를100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。あわせて、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の売買単位の水準を維持し、株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取または買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きに関しましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか？

A 6. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向などの他の要因を別にすれば、理論上は株主様のご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合の結果、株主様のご所有の株式数は併合前の10分の1になる一方で、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q 7. 最低投資金額への影響はありますか？

A 7. 理論上ですが、最低投資金額は現在と変わりません。

(ご参考 平成29年3月31日の終値339.8円を元にした試算)

併合前：339.8円(株価) × 1,000株(単元株式数) = 339,800円(最低投資金額)

併合後：3,398円(株価) × 100株(単元株式数) = 339,800円(最低投資金額)

Q 8. 所有株式数が減れば、受け取る配当金が減りませんか？

A 8. 今回の併合により株主様の所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、併合割合(10株を1株に併合)を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金の総額が変動することはありません。

Q 9. 株主優待に変更はありますか？

A 9. 単元株式数の変更及び株式併合後においても、現在の株主優待制度を変わりなくご提供するため、株主優待の配布基準となる所有株式数を次のとおりいたします。

【平成29年9月末（現在の配布基準）】

| ご所有株式数           | 国内線ご搭乗優待<br>株主優待番号ご案内書            |
|------------------|-----------------------------------|
| 1,000株～1,999株    | 1枚                                |
| 2,000株～2,999株    | 2枚                                |
| 3,000株～3,999株    | 3枚                                |
| 4,000株～9,999株    | 4枚+4,000株超過分2,000株ごとに1枚           |
| 10,000株～999,999株 | 7枚+10,000株超過分4,000株ごとに1枚          |
| 1,000,000株～      | 254枚+1,000,000株超過分<br>8,000株ごとに1枚 |

上記の他、9月30日に株主名簿に記載された1,000株以上ご所有の株主様一人様に1冊、ANAグループ優待券を発行いたします。

【平成30年3月末（単元株式数の変更及び株式併合後）以降】

| ご所有株式数         | 国内線ご搭乗優待<br>株主優待番号ご案内書        |
|----------------|-------------------------------|
| 100株～199株      | 1枚                            |
| 200株～299株      | 2枚                            |
| 300株～399株      | 3枚                            |
| 400株～999株      | 4枚+400株超過分200株ごとに1枚           |
| 1,000株～99,999株 | 7枚+1,000株超過分400株ごとに1枚         |
| 100,000株～      | 254枚+100,000株超過分<br>800株ごとに1枚 |

上記の他、基準日末日に株主名簿に記載された100株以上ご所有の株主様一人様に1冊、ANAグループ優待券を発行いたします。

Q10. 株式の売買停止期間はありますか？

A10. 売買停止期間は、ございませんが、売買後の株式の振替に要する日数などの関係で、現在の売買単位株式数（1,000株）でのお取引は、平成29年9月26日（火）までとなります。平成29年9月27日（水）から新しい売買単位株式数である100株単位でのお取引となり、株価も平成29年9月27日（水）より株式併合の効果が反映されたものとなります。

Q11. スケジュールはどのようになっていますか？

A11. 次のとおり予定しております。

|                                     |                      |
|-------------------------------------|----------------------|
| 取締役会開催日                             | 平成 29 年 5 月 17 日 (水) |
| 定時株主総会開催日                           | 平成 29 年 6 月 23 日 (金) |
| 1,000 株単位での売買最終日                    | 平成 29 年 9 月 26 日 (火) |
| 100 株単位での売買開始日                      | 平成 29 年 9 月 27 日 (水) |
| 単元株式数及び発行可能株式総数の変更<br>並びに株式併合の効力発生日 | 平成 29 年 10 月 1 日 (日) |
| 株主様宛株式併合割当通知の発送                     | 平成 29 年 11 月上旬       |
| 端数株式の処分代金の支払い開始                     | 平成 29 年 12 月中旬       |

Q12. 株主自身で何か手続きは必要ですか？

A12. 特段の必要なお手続きはございません。なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取または買増のお手続きをご利用いただけますので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記、株主名簿管理人にお問合せください。

株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号  
電 話 0120-782-031 (フリーダイヤル)  
受付時間 9 時 ~ 17 時 (土・日・祝祭日を除く)

以 上